

水沢公園野球場

| 都市公園の 名称 | 有料公園施設の種 類及び名称 | 使用区分 | | 基本使用料 |
|-------------|-------------------|------------------|--------|--------|
| 水沢公園 | 野球場 | 入場料等を徴 収しない場合 | 児童及び生徒 | 270円 |
| | | | 一般 | 550円 |
| | | 入場料等を徴 収する場合 | 児童及び生徒 | 1,500円 |
| | | | 一般 | 3,000円 |

- 1 基本使用料は、1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 2 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。